

第3回会員の集い討議資料

議題：10月1日以降の取り組み検討（就労対策事業部体制について・新事務所開設について・その他）

A. 就労対策事業部体制について

（報告）9月22日、大阪府・市から反失連に明らかにされた雇用創出基金に基づく雇用対策の具体的な中身です。議会との関係（大阪市は9月29日に関連予算案市会通過見込み）がありますが委員会での説明は終わっており、予算的にはほぼ確定と言えます。

大阪府

1) センター機能回復事業（?）

- ・センター周辺の放置物の片付け。求人車両のセンター寄り場への出入りをスムーズにするため。
- ・勤労者福祉協会（センター管理室）の委託事業。労働福祉センターで1週間の期間雇用として求人する（賃金は日払い）
- ・求人数は20名で、10名を一班とし、それぞれに指導員1名、補助指導員1名をつける。これについては反失連・西成分会から出していただくようお願いしたい。

2) 都市環境美化事業（?）

- ・張り紙等の除去作業（業者委託）一なるべくセンターで求人するよう要望する。・期間雇用

3) 風倒木除去事業（?）

- ・森林組合に事業委託一なるべくセンターで求人するよう要望する。・期間雇用・印紙なし

大阪市

1) あいりん地区内環境整備事業（?）・30名一ようするに道路清掃の拡大

2) その他地域外事業・60名

3) 以上に指導員20名を加算、拡充計110名。現在実施のものを含めると、1日150名の規模となる。

4) 大阪市は実施可能な法人に業務委託する。求人は、現在の登録輪番制を使う。

5) 事業内容はあくまでも案であり、確定したものではない。2年半という期間限定のものである。

釜ヶ崎支援機構として（事務局提案）

- 釜ヶ崎支援機構は、設立趣旨の中で就労対策の受け皿となることを掲げており、大阪市の新規拡大部分について、受託できるよう強く働きかけていきたい。（大阪府の認証は今月中に受けられる見込みで、遅くとも10月10日までには法人登記も完了する見込みである。）
- 大阪府は11月1日からの事業開始を目指しており、大阪市も同様である。しかし、事業委託先が固まるのは10月中旬であるともいわれている。釜ヶ崎支援機構としては、現状では不確定の要素が多いものの、事業委託されることを前提に、指導員（現場で労働者と共に働き、かつ現場で依頼主と仕事内容・手順を調整する）などの要員の確保にめどをつけておきたい。そうでなければ、委託を打診されたときに受けられないことになる。要員確保は、釜ヶ崎支援機構の目的に理解があり、運転免許（労働者や道具と共に現場へ移動する必要がある）を持っていることを原則的な条件としたい。
- 就労事業部の統括責任者を山田實副理事長・統括副責任者を山口弘会員としたい。

B. 福祉対策事業について

（報告）9月19日より南北テントにおいて、利用者名簿を毎日作成している。（南テント＝大阪市があ

いりん職安南分庁舎北側空き地に設置、利用可能人員240名、来年3月末まで。北テント＝自彊館三徳寮東の元ゲートボール場に反失連が設置・利用可能人員250名、期間未定。）

年齢別	計
20歳台	2
30歳台	8
40～44歳	14
46～49歳	40
50～54歳	58
55～59歳	73
60～64歳	104
65～69歳	33
70歳以上	9
総計	341

70歳以上内訳（78歳—1名、75歳—1名、74歳—1名、72歳—1名、71歳—3名、70歳—2名）
 平均年齢—56.85歳、中央値—58歳、最頻値—64歳
 （9月19日作成分による。20日以降はまだ未入力。20日以降の入力により連続利用状況、一時的利用者の把握が行えることになる。）
 70歳以上、次いで65歳以上については、生活相談を実施し、施設入所あるいはアパートに入居させての居宅保護申請を行う必要があると思われる。
 要望としては、仕事紹介が一番多いが、次いで、乾パンでなくパンや米食を求め声が多く、寝場所拡大もあがっている。

釜ヶ崎支援機構として（事務局提案）

- テントの運営については、現在、反失連会計でまかなわれているが、正式発足にともない釜ヶ崎支援機構会計への移行が現実の課題となる。また、テント利用者の生活相談に取り組むとなればその要員も確保しなければならない。生活相談は、その性質上要員のすべてがパート的ボランティアでは責任を持った対応できないと考えられ、1ないし2名の専従スタッフが必要である。大阪市の巡回相談員の活用も考えられるが、当面は、福祉事業担当者維持カンパ・寄付要請を行うことによって財源を確保するしかないと思われる。（月額予算—テント夜警メンバー部屋代20万円・相談スタッフ1名20万円＝計40万円、年額480万円）
- 大阪市は巡回相談員制度を発足させたが、実際には機能していない。その原因の一つは、相談結果に対処できる受け入れ体制がないことにある。テントにおける生活相談も同様の問題を抱えることは明らかである。そこで、相談者の処遇が定まるまでの宿泊場所・居宅保護の住所地として設定可能な施設が必要となる。仮に、150室の簡易宿泊所を購入し、手を入れてアパートとすれば、居宅保護100人を受け入れることができる。営利を目的としないのであるから、借入金返済と維持管理に必要な経費・税金以外の家賃収入残余部分を、福祉事業の活動資金とすることができる。専従スタッフ2名を置くことが自己財源で可能となり、継続性が確保される。専従スタッフは、アパートの入居者の生活相談・グループ作りに携わるほか、テントでの相談も受けるものとする。一部は一時宿泊施設として活用できる。借入金（想定1億5千万円—購入・改装費・当初活動資金込み）の返済も可能な計画だと思われる。

C. 新事務所開設について

- 現在、釜ヶ崎支援機構の所在地は、松繁の自宅に設定されている。今後、就労事業・福祉事業を展開するにあたり、誰でもが気楽に訪れられる事務所、事務処理が行える空間の確保が必要となる。地区内で、生活道路清掃事務所に近いところ、しかも安いことを条件に事務所探しを行った結果、三徳寮・ゲートボール場と道路をはさんで南にある簡易宿泊所「サニーサイド・アネックス」一階にある事務所が候補として上がっている。山田和英会員所有のもので、一階道路に面した部分が約4畳、奥の事務所部分が6畳、月十万円（保証金60万円）の予定。萩之茶屋3町会役員から山田和英さんに釜ヶ崎支援機構へ事務所を貸すことについて質問が寄せられており、町会との関係から了解を得られたら貸したいとのことで、いまだ確定はしていない。了解が得られない場合、他の場所を早急に探す必要が生じる。